

「道の駅」の目的

- ・道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供
- ・地域の振興に寄与

「道の駅」の機能

休憩機能

- ・24時間、無料で利用できる駐車場・トイレ

情報発信機能

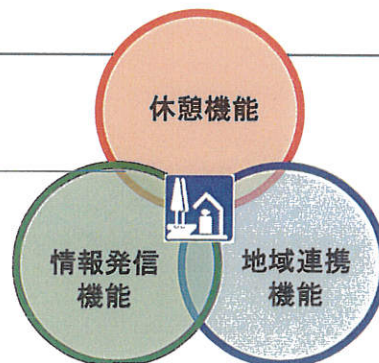
- ・道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報などを提供

地域連携機能

- ・文化共用施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設

「道の駅」の基本コンセプト

地域とともにつくる
個性豊かな
にぎわいの場



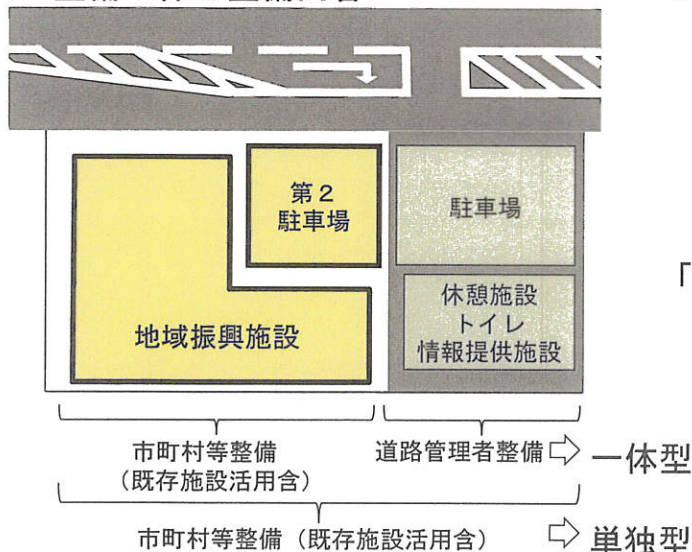
災害時は、防災
機能を発現

2

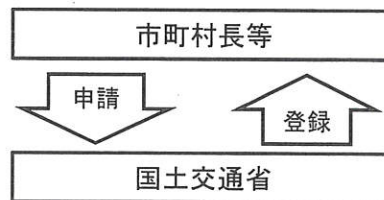
「道の駅」の設置者、登録方法

- 「道の駅」は、市町村又はそれに代わり得る公的な団体が設置
- 登録は、市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録
- 整備の方法は、道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全て整備を行う「単独型」の2種類

整備主体と整備内容



「道の駅」の登録手続き



「道の駅」の登録数

平成27年11月5日現在

「道の駅」総数1,079駅

うち一体型：606駅(57%)

うち単独型：473駅(43%)

3

- 休憩機能
 - ◇駐車場
 - ・利用者が無料で24時間利用できる十分な容量を持った駐車場(20台)
 - ◇トイレ
 - ・利用者が無料で24時間利用できる清潔なトイレ(10器)
 - ・障害者用も設置
 - ◇電話
 - ・利用者が24時間利用できる電話
- 情報発信機能
 - ・道路及び地域に関する情報を提供(道路情報、地域の観光情報、緊急医療情報等)
- 地域連携機能
 - ・文化教養施設、観光レクリエーション施設などの地域振興施設
- 設置者
 - ・市町村又は市町村に代わり得る公的な団体

※市町村に代わり得る公的な団体とは(以下のいずれかに該当)

 - イ. 都道府県
 - ロ. 地方公共団体が三分の一以上を出資する法人
 - ハ. 市町村が推薦する公益法人
- その他配慮事項
 - ・施設及び施設間を結ぶ主要経路のバリアフリー化

駐車場、トイレ、情報提供施設、休憩施設
※道路管理者又は市町村等で整備

地域振興施設
(文化教養施設、観光レクリエーション施設など)
※市町村等が整備

